国会事項

衆議院

報告書受領

一月十三日国と地方の協議の場議長藤村修から次の報告書を受領した。

国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十三年度第三回）における協議の概要に関する報告書

参議院

報告書受領

一月十三日国と地方の協議の場議長から、国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十三年度第三回）における協議の概要に関する報告書を受領した。

人事異動

内閣

（財務省理財局付）財務事務官　髙野　寿也
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房ＰＦＩ法改正法案等準備室参事官を命ずる（一月六日）
（内閣府北方対策本部審議官（併）大臣官房政策評価審議官（併）大臣官房審議官（大臣官房担当））内閣府事務官　幸田　徳之
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房公文書管理検討室室長を命ずる
（内閣府政策統括官（経済社会システム担当））同　松山　健士
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣総務官室））の併任を解除する
（内閣府大臣官房政策評価審議官（併）大臣官房審議官（大臣官房担当））同　武川　光夫
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
（内閣府大臣官房参事官（政府広報室担当）（併）大臣官房政府広報室国民対話担当室参事官）同　高田　潔
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる
内閣官房沖縄連絡室室員を命ずる
（経済産業省貿易経済協力局貿易振興課長（併任）貿易経済協力局貿易振興課市場開放対策室長（併任）貿易経済協力局対日投資総合相談室付（併任）大臣官房技術イノベーションプロジェクトチーム付（併任）大臣官房原子力災害復興再生プロジェクトチーム付）経済産業事務官　黒田淳一郎
（財務省大臣官房参事官）財務事務官　長友　哲次
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）
（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官　下田　隆文
内閣官房内閣情報調査室カウンターインテリジェンス・センター参事官を命ずる
（同）同　田中　俊恵
内閣官房内閣情報調査室カウンターインテリジェンス・センター参事官を免ずる
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同　中村　昭裕
内閣府に出向させる
内閣官房沖縄連絡室室員を免ずる（以上一月十日）

○国土交通大臣臨時代理　鹿野　道彦
国土交通大臣前田武志海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣に指定する（一月十一日）

○外務大臣臨時代理解職　藤村　修
外務大臣玄葉光一郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○文部科学大臣臨時代理解職　村田　蓮舫
文部科学大臣中川正春帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○防衛大臣臨時代理解職　藤村　修
防衛大臣一川保夫帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　安住　淳
内閣府特命担当大臣自見庄三郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を免ずる（以上一月十二日）

○法務大臣臨時代理解職　山岡　賢次
法務大臣平岡秀夫帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に法務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○国土交通大臣臨時代理解職　鹿野　道彦
国土交通大臣前田武志帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上一月十三日）

最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事　浅井　憲
札幌地方裁判所判事に補する
兼ねて札幌家庭裁判所判事に補する
札幌簡易裁判所判事に補する（一月九日）
東京地方裁判所判事　菅野　雅之
最高裁判所事務総局審議官を免ずる
東京高等裁判所判事に補する
最高裁判所判事　小林　宏司
最高裁判所調査官に充てることを解く
最高裁判所事務総局審議官を命ずる
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　林　俊之
最高裁判所判事調査官に充てる（以上一月十日）
大阪簡易裁判所判事　大家　嘉朗
伏見簡易裁判所判事に補する（一月十一日）

○定年退官
簡易裁判所判事赤阪昇は一月十日限り定年退官

皇室事項

認証官任命式

一月十三日午後二時五十分、宮中において、国務大臣岡田克也、同小川敏夫、同平野博文、同田中直紀及び同松原仁の認証官任命式が行われた。

官庁報告

国家試験

平成二十三年度一級土木施工管理技術検定合格者の公告及び合格証明書交付申請の受付

平成二十三年度一級土木施工管理技術検定の合格者及び合格証明書の交付について、施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第三条及び第八条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十四年一月十七日

国土交通大臣　前田　武志

一　平成二十三年度一級土木施工管理技術検定合格者平成二十三年度一級土木施工管理技術検定に合格した者は、五、五四四名である。

二　合格者の受験番号の掲示　合格者の受験番号を次の各地方整備局、北海道開発局、北海道開発局釧路開発建設部、沖縄総合事務局及び青森県庁並びに中国地方整備局岡山河川事務所・岡山国道事務所において掲示する。

なお、掲示する番号は、当該地区内で受験した者の受験番号である。

札幌市北区北八条西二丁目　国土交通省北海道開発局事業振興部技術管理課
釧路市幸町十丁目三番地　国土交通省北海道開発局釧路開発建設部総務課
青森市長島一丁目一番一号　青森県県土整備部監理課
仙台市青葉区二日町九番十五号　国土交通省東北地方整備局企画部技術管理課
さいたま市中央区新都心二番地一　国土交通省関東地方整備局企画部技術管理課
新潟市中央区美咲町一丁目一番一号　国土交通省北陸地方整備局企画部技術管理課
名古屋市中区三の丸二丁目五番一号　国土交通省中部地方整備局企画部技術管理課
大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号　国土交通省近畿地方整備局企画部技術管理課
広島市中区上八丁堀六番三十号　国土交通省中国地方整備局企画部技術管理課
岡山市北区鹿田町二丁目四番三十六号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所
岡山市北区富町二丁目十九番十二号　国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所
高松市サンポート三番三十三号　国土交通省四国地方整備局企画部技術管理課